

平成 1 8 年  
監査結果に基づき知事等が講じた措置  
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成18年各会計定例監査、平成17年度決算審査(歳入歳出各会計及び公営企業各会計)、平成17年行政監査(情報システムの運用管理について)、平成17年財政援助団体等監査、平成17年各会計定例監査、平成16年財政援助団体等監査、平成16年行政監査(特命随意契約について)、平成16年行政監査(都立図書館サービスについて)、平成15年度決算審査(公営企業各会計)、平成15年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等執行機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成18年11月22日

東京都監査委員	古	賀	俊	昭
同	大	沢		昇
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇

# 目 次

第1 報告の概要 .....	1
第2 報告の内容	
平成18年各会計定例監査 .....	3
平成17年度決算審査（歳入歳出各会計） .....	17
平成17年度決算審査（公営企業各会計） .....	19
平成17年行政監査（情報システムの運用管理について） .....	19
平成17年財政援助団体等監査 .....	22
平成17年各会計定例監査 .....	28
平成16年財政援助団体等監査 .....	32
平成16年行政監査（特命随意契約について） .....	33
平成16年行政監査（都立図書館サービスについて） .....	34
平成15年度決算審査（公営企業各会計） .....	36
平成15年度財政援助団体等監査 .....	37

# 第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は77件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る73件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっています。

(表1) 講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成18年 各会計定例監査 (平成17年度執行分)	平成 18.1.12 ~平成 18.9.8	指 摘	60	-	32	28
		意見・要望	4	-	3	1
		計	64	-	35	29
平成17年度 決算審査 (歳入歳出各会計)	平成 18.7.21 ~平成 18.9.8	指 摘	17	-	5	12
		意見・要望	-	-	-	-
		計	17	-	5	12
平成17年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 18.6.1 ~平成 18.8.9	指 摘	6	-	1	5
		意見・要望	2	-	0	2
		計	8	-	1	7
平成17年 行政監査 (情報システムの運用管理 について)	平成 17.9.26 ~平成 18.2.1	指 摘	12	8	4	0
		意見・要望	4	1	1	2
		計	16	9	5	2
平成17年 行政監査 (消費者トラブル等への対 応について)	平成 17.10.3 ~平成 18.2.1	指 摘	-	-	-	-
		意見・要望	3	2	0	1
		計	3	2	0	1
平成17年 行政監査 (道路の維持補修について)	平成 17.9.26 ~平成 18.2.1	指 摘	-	-	-	-
		意見・要望	2	1	0	1
		計	2	1	0	1
平成17年 財政援助団体等監査	平成 17.9.7 ~平成 18.2.1	指 摘	33	24	6	3
		意見・要望	8	1	4	3
		計	41	25	10	6
平成17年 工事監査	平成 17.2.2 ~平成 18.1.18	指 摘	37	37	-	-
		意見・要望	5	4	0	1
		計	42	41	0	1
平成17年 各会計定例監査 (平成16年度執行分)	平成 17.1.14 ~平成 17.9.7	指 摘	78	72	4	2
		意見・要望	11	4	6	1
		計	89	76	10	3
平成16年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成 17.7.21 ~平成 17.9.7	指 摘	18	18	-	-
		意見・要望	3	0	0	3
		計	21	18	0	3
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 17.6.3 ~平成 17.9.7	指 摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
平成16年 財政援助団体等監査	平成 16.9.7 ~平成 17.3.23	指 摘	43	40	1	2
		意見・要望	3	2	1	0
		計	46	42	2	2
平成16年 行政監査 (特命随意契約について)	平成 16.9.27 ~平成 17.2.2	指 摘	21	20	0	1
		意見・要望	7	6	1	0
		計	28	26	1	1
平成16年 行政監査 (都立図書館サービスにつ いて)	平成 16.9.27 ~平成 17.2.2	指 摘	5	1	3	1
		意見・要望	6	3	3	0
		計	11	4	6	1
平成16年 各会計定例監査 (平成15年度執行分)	平成 16.1.19 ~平成 16.9.8	指 摘	74	73	0	1
		意見・要望	4	4	-	-
		計	78	77	0	1
平成15年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 16.6.1 ~平成 16.8.27	指 摘	4	4	-	-
		意見・要望	1	0	1	0
		計	5	4	1	0
平成15年度 財政援助団体等監査	平成 15.6.20 ~平成 16.5.12	指 摘	55	54	1	0
		意見・要望	5	5	-	-
		計	60	59	1	0
平成15年度 行政監査	平成 15.10.7 ~平成 16.2.10	指 摘	-	-	-	-
		意見・要望	8	6	0	2
		計	8	6	0	2
合 計		指 摘	474	361	57	56
		意見・要望	76	39	20	17
		計	550	400	77	73

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

措置内容の区分		事例	件数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	・課税漏れとなっていた固定資産税等について、随時課税により、納税通知書を発送した。 ・登載漏れの物品について、物品管理システムに入力した。	28件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	・電線共同溝整備計画案の決定に係る事務の流れを再確認するとともに、チェックリストによる進行管理の徹底、関係書類の一括管理等を所内会議で職員に周知徹底した。	16件
	要綱等の改正や新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	・補助金交付要綱を改正して、補助対象の各項目別に所要額等の算出内容が明確になるよう、実績報告等の各様式を新たに整備した。	8件
	その他	-	5件
	小計		
意見 ・ 要望	より適切で効率的な方法などに改めたもの	・法人が施工監理を適切に行ったことの履行確認が行える「社会福祉法人等のための工事確認検査の手引き」を策定し、関係部署に周知した。	14件
	その他	-	6件
	小計		
合計			77件

## 第2 報 告 の 内 容

### 〔平成18年各会計定例監査〕

#### 主 税 局

##### (1) 土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの

###### ア 監査結果の内容(要約)

局は、高架道路下の土地について、当該土地を積極的に道路以外の用途に供している場合には、固定資産税・都市計画税を非課税としないこととしている(主税局長通達)。

しかし、文京都税事務所管内における、首都高速道路の高架下の土地について見たところ、土地の一部が駐車場等として使用されているにもかかわらず非課税としており、固定資産税・都市計画税129万9,300円が課税漏れとなっている。

###### イ 講じた措置の概要

本案件については、地方税法第417条第1項により、平成18年2月28日付けで土地価格等修正決定を行い、その旨を納税義務者に通知した。

また、平成16年度・平成17年度の固定資産税・都市計画税の課税について、平成18年3月10日付けで平成17年度3月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を発送した。

##### (2) 住宅用地に対する特例措置の適用を適正に行うべきもの

###### ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 練馬都税事務所は、練馬区大泉学園町五丁目に所在する土地(所有者: B外2名、面積: 248.56㎡)について、住宅用地の特例措置を適用している。

しかし、当該土地に所在していた共同住宅は平成16年6月29日に取り壊され、平成17年度の賦課期日(平成17.1.1)現在、住宅の敷地の用に供されていないことから、住宅用地に対する特例措置の適用をすべきでない。この結果、平成17年度の固定資産税・都市計画税32万3,500円が課税不足となっている。

(イ) 足立都税事務所は、足立区東和二丁目に所在する2筆の土地(所有者: C、面積: 1,322.83㎡のうち928.52㎡)について、住宅用地の特例措置を適用している。

しかし、平成17年度の賦課期日(平成17.1.1)現在、当該土地については、一部が貸駐車場となっていることから、その部分の面積390㎡について、住宅用地に対する特例措置の適用をすべきでない。この結果、平成17年度の固定資産税・都市計画税20万1,200円が課税不足となっている。

## イ 講じた措置の概要

(ア) 本案件については、地方税法第417条第1項により、平成18年4月28日付けで土地価格等修正決定を行い、その旨を納税義務者に通知した。

また、平成17年度の固定資産税・都市計画税の課税について、平成18年5月10日付けで平成18年度5月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を発送した。

(イ) 本案件については、地方税法第417条第1項により平成18年3月31日付けで土地価格等修正決定を行い、その旨を納税義務者に通知した。

また、平成17年度の固定資産税・都市計画税の課税について、平成18年4月10日付けで平成18年度4月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を発送した。

## (3) 鉄軌道及び高速道路の高架下にある家屋の捕捉及び課税に努めるべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 足立都税事務所は、足立区梅島七丁目の東武伊勢崎線の高架下にある家屋1棟(用途:工場、所有者:D、建築年次、床面積:不明)及び、足立区北加平町の首都高速道路6号三郷線の高架下にある家屋1棟(用途:町会集会室、所有者:E町会、建築年次:不明、床面積:約39㎡)を課税客体として捕捉しておらず、未評価となっている。

(イ) 杉並都税事務所は、杉並区阿佐谷南三丁目のJR中央線の高架下にある家屋1棟(用途:倉庫、所有者:F、建築年次:平成3年、床面積:63.36㎡)を、課税客体として捕捉しておらず、固定資産税・都市計画税19万2,100円が課税漏れとなっている。

## イ 講じた措置の概要

(ア) の足立区梅田七丁目の工場については、平成18年4月11日に新築届を受理、同年4月18日に現地調査を実施した。その後、家屋評価計算を行い、同年4月28日付けで価格決定の上、同日付けで納税義務者あて固定資産価格等決定通知書を送付した。また、同年5月10日付けで賦課決定の上、同日付で納税義務者あて固定資産税・都市計画税納税通知書を送付した。

の足立区北加平町の町会集会室については、平成18年3月8日に新築届を受理、同日現地調査を実施した。その後、家屋評価計算を行い、同年3月31日付けで価格決定の上、4月に賦課決定を行った。その上で減免について審査を行い、町会事務所の税額を免除とした。

(イ) 当該倉庫については、平成18年2月28日に新築届を受理、同日現地調査を実施した。その後、家屋評価計算を行い、同年3月31日付けで価格決定の上、同日付けで納税義務者あて固定資産価格等決定通知書を送付した。また、同年4月10日付けで賦課決定を行い、同日付けで納税義務者あて固定資産税・都市計画税納税通知書を送付した。

(4) 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

練馬都税事務所は、練馬区高松六丁目に所在するテニスコート及び付属設備に係る償却資産(所有者:G)について、テニスコート等の一部設備については申告があり、固定資産税(償却資産)を課税しているが、照明設備等については申告がなされていないため、課税していない。この結果、固定資産税85万700円が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

所有者に対して、照明設備等の申告漏れ資産があることから、申告するよう指導した結果、平成18年3月30日に平成13~17年度分に係る修正申告書が提出された。これを受け、課税不足分85万700円について、平成18年5月10日付けで賦課決定を行い、納税通知書を送付した。

(5) 建物管理委託契約に係る薬剤の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、八王子合同庁舎外1所の建物管理委託契約をHと締結している。

このうち、冷却塔用複合処理薬剤については、平成17年度契約から仕様書を変更し、受託者の負担としているが、八王子都税事務所では、前年度にこれを所で購入して受託者に提供していたことから、平成17年度も同様にHに提供していた(契約金額:28万3,500円、納入期限:平成17.6.30)。

イ 講じた措置の概要

所で購入した薬剤については、平成17年度建物管理委託受託者に対し、薬剤を提供したことが誤りであった旨を説明し、購入分すべて(15本分、使用済分も含む)を、平成17年度建物管理委託受託者に売却(平成18年2月21日)した。さらに、所経理担当係長会において、建物管理委託に伴う適正な事務処理について周知徹底を図った。

## 都 市 整 備 局

(1) 契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア)総務部は、各種の契約を締結しているが、一部の契約において、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第51条による検査調書を作成していない、賃貸借の履行確認は毎月末日に行うべきところ、請求書の到達日としている、平成17年4月分の支出命令書・請求書が所在不明のため確認できない状態となっている。



(イ) 市街地建築部は、屋外広告物講習会(開催日:平成17年11月16日及び同月17日)で使用するテキスト279冊を購入(契約金額:63万6,678円)し、平成17年11月11日に納品されている。しかし、契約締結が納品後の平成17年11月29日に行われており、契約手続が事後となっている。

(ウ) 多摩ニュータウン整備事務所では、事業用地の管理を行うために、「坂浜平尾地区事業用地管理委託」契約を締結し、草刈、樹木のせん定や鉄線柵の設置・撤去などを行っている。この委託契約において、所は、平成18年3月14日に鉄線柵設置・撤去等の工事を指示しているが、当該工事の完了届に添付された処分廃棄物の計量伝票が、前月に指示した工事により発生した廃棄物の計量伝票となっている。

#### イ 講じた措置の概要

(ア) 検査調書作成については、平成18年9月25日に文書で担当者に周知した。また、今後開催する契約担当者会議においても周知を図っていく予定である。

、については、賃貸借の履行確認、支出命令書・請求書の執行確認・書類返却確認について、部内所管課である技術管理課職員に対して、課内会議(6月20日開催)において周知し、再発防止のため、「支払事務作業チェックリスト」を活用している。

(イ) 平成18年9月11日に市街地建築部内において各課庶務担当係長会を開催し、履行期限までに日数が少ない契約案件については、担当者が適切に進行管理を行うとともに、総務部契約調整担当課との連携をとり、不適正な契約とならないよう周知徹底した。

(ウ) 平成18年9月6日開催の所内定例係長会において、今後は、新たな契約事務について、単価契約における指示内容を発注者・受託者双方が確認しあう「指示記録簿」を作成して、契約手続の適正処理に努めるよう改めた。

#### (2) 事務処理を適正に行うとともにチェック体制を強化すべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

第二区画整理事務所は、区画整理事業用地の管理のために、「花畑北部地区事業用地草刈委託」契約を締結しているが、この契約の事務処理を見たところ、競争見積りを行い、採用した工種単価(肩掛式42円、手刈り80円)とは異なる工種単価(肩掛式58円、手刈り64円)で契約し、その単価により委託代金の請求を受けて支払っていること、事業者からの請求金額は210万7,301円であるが、所は、誤って201万7,301円を支払っていること、など不適正な事務処理を行っており、その結果、36万6,758円が過払いとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年5月11日に開催した「事務処理ミス防止検討会」において、監査指摘内容につ

いて周知するとともに、「経理（支出）事務関係チェック項目一覧表」を作成して、支出命令書を作成した後、収支命令者への回付前に確認・点検を行うこととした。

また、指摘の過払金については、契約相手方に返納させた。

## 環 境 局

### （１）印刷物の検査及び表示を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

環境局各部が都の物品調達の指針であるグリーン購入ガイドに基づいて作成している印刷物について見たところ、古紙配合率や白色度を証明する書類がないため、作成した印刷物が仕様書どおりとなっているか確認できないもの、印刷物に再生紙使用マーク及び環境に配慮した仕様の表示を指定しているが表示のないものが多数認められた。

#### イ 講じた措置の概要

印刷物の納品時に仕様書に指示した内容を漏れなく確認するよう、局内庶務担当課長会を通じて各部に周知徹底した。

支出の段階で成果物を検査し、適正に執行されていることを確認している。

### （２）ホームページに掲載している速報値等の表示方法について検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

自然環境部及び環境改善部は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づき公共用水域及び地下水の水質測定調査を実施し、測定結果を公共用水域については速報値として翌月に、地下水については8月（年に1度）にホームページに掲載している。

しかし、ホームページに掲載されている測定結果について見たところ、測定項目及び環境基準類型に対する速報値のみが掲載されているだけで、速報値を評価する環境基準値等が表示されていないため、都民が水質の汚濁状況を理解する上でわかりにくいものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

公共用水域（自然環境部）の測定結果（速報値）については、平成18年4月分から表示方法を改善し、ホームページに掲載した。

また、平成17年度測定結果についても、公共用水域については、平成18年9月14日に、地下水（環境改善部）については、平成18年8月23日に、表示方法を改善し、ホームページに掲載した。

## 福 祉 保 健 局

### ( 1 ) 患者負担金を適切に調定すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

医療政策部は、東京都リハビリテーション病院の管理運営及び使用料の収納事務を社団法人東京都医師会に委託している。(契約期間：平成17.4.1から平成18.3.31まで、契約金額：24億5,155万1,550円)

このうち病院における患者負担金について、部は、病院が患者から収納した金額を毎月調定しているが、病院が管理している未収金1,079万3,120円については調定していない。

#### イ 講じた措置の概要

指摘のあった未収金については、歳入調定の処理を行った。

なお、今後発生する未収金の取扱いについては、リハビリテーション病院から報告を受け、速やかに調定処理を行い、未収金の管理及び回収を適切に行っていく。

### ( 2 ) 保護費の支給にかかる確認体制を適切に構築すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

西多摩福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律144号)による保護を受けている者(被保護者)に、原則として月に1度、保護費を支払っている。

このうち、郵送による保護費の支給額は、平成17年12月定例支給時において33件252万9,215円となっている。

しかし、郵送事務についてみると、被保護者を担当するケースワーカーが作成した現金封筒に、経理担当部署において現金を封入し発送しているが、経理担当部署では、現金の郵送先が保護費を支給すべき正当な被保護者であることを確認していない。

#### イ 講じた措置の概要

被保護者の確認については、平成18年9月から住所氏名を記載した送金者リストを作成し、所長の決裁を受け、経理担当者が送金時に送金者リストと封筒のあて先を確認することによりチェック体制を強化し、確認の徹底を図った。

### ( 3 ) 不用品の処分に当たり再資源化すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

「特定家庭用機器再商品化法」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」は、再商品化や再資源化を求めており、消費者に対してテレビ、パソコンの再商品化等への協力を求めている。

しかし、老人医療センターでは、廃棄物処分委託契約によって不用となったじゅう器類を処分しているが、テレビ2台、パソコン26台が産業廃棄物として処分されている。

また、障害者施策推進部が社会福祉法人東京援護協会に委託している練馬就労支援ホームでは、パソコン2台が、他の物品とあわせて産業廃棄物として処分されている。

#### イ 講じた措置の概要

老人医療センターでは、不用品の処分について、監査指摘事項をセンター内課長会議等で取り上げ、今後の適正執行を確認した。さらに、平成18年6月30日付けの事務連絡「家電・パソコン等の処分について」(高齢社会対策部)を部内及びセンター職員へ周知した。

また、障害者施策推進部では、家電・パソコン等の処分について適正な処分を行うよう、平成18年6月30日付けの事務連絡で都の管理委託施設に周知・指導した。

### (4) 母子福祉資金貸付金償還金にかかる経理について

#### ア 監査結果の内容(要約)

母子福祉資金貸付金の貸付及び償還にかかる事務は、特例条例により、区市部については、区市が行っており、区市では貸付金及び償還金を歳入歳出外現金として経理している。

ところで、区市に納付された償還金は、出納長通知により、区市が取り扱った歳入について月ごとに都に報告し、福祉保健局は、この金額を調定しているが、この結果、本来、貸付けを受けた者が償還すべき額は69億1,486万7,333円であるのに、局が調定している額は、38億2,135万9,099円となっている。

局は、出納長通知に基づき調定を適正に行っているが、調定額は実績額と大きくかい離しているため、局及び出納長室は、協議を行い、償還金にかかる調定の方法を検討されたい。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年8月25日付事務連絡により、特例条例による取扱いについて出納長室へ照会を行ったところ、同月28日付事務連絡により総額で調定するよう回答があった。

この回答に基づき、調定額の変更を行っていくとともに、今後とも、適正な事務処理に努めていく。

## 病 院 経 営 本 部

### (1) 診療報酬の請求を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 都立病院では、診療記録の内容をもとに診療報酬明細書(レセプト)を作成し、必要に応じ内容を点検して保険の資格関係や傷病名の不備を補い、また、担当医師が症状を詳記した上で、社会保険診療報酬支払基金等に対し、当月分を原則として翌月に請求している。

しかし、清瀬小児病院では、必要とされる症状について担当医師がレセプトに詳記していないことから、診療報酬が約3,078万円未請求となっている。

(イ) 松沢病院では、生活保護の医療扶助を受ける患者について、福祉事務所に医療要否意見書を提出していないため、福祉事務所が医療券（生活保護法による医療扶助を受ける資格があることを証明する書類）を発行できないものがあり、診療報酬が約323万円未請求となっている。

#### イ 講じた措置の概要

(ア) 担当医師に対し、該当レセプトの症状の速やかな詳記を行うよう促し、平成18年6月9日に社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等に全て請求した。

(イ) 福祉事務所に医療要否意見書を提出し、医療券の交付を受けた上でレセプトを作成し、平成18年6月10日から9月9日にかけて、社会保険診療報酬支払基金に請求した。

### (2) 給食材料の購入契約を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

松沢病院では、入院患者の給食材料について、肉類、青果類、魚介類などの食材別に購入契約を締結しており、このうち肉類は、「とりもも皮なし外の購入」及び「豚ももスライス外14点の購入」の各契約を、四半期ごと、いずれも単価契約で締結している。

しかし、その契約内容について見たところ、第2四半期以降、特段の理由がないにもかかわらず、一社のみから徴した見積りをもとに特命随意契約している、予定価格について、第1四半期での契約単価の実績を考慮した上で設定しなかったことから、第2四半期及び第4四半期分のほとんどの契約単価が、第1四半期分よりも高く設定されている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年度については、第2四半期分についても競争見積りにより契約を締結した。今後も競争見積りを実施し、契約を締結する。

### (3) 廃棄物処理委託契約を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

神経病院の廃棄物処理委託契約3件について見たところ、収集した廃棄物の処理を、許可を受けている他の業者に再委託している、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項では、産業廃棄物処理を委託する場合、契約書に産業廃棄物の種類、数量、処分先等を記載するものとしているが、その記載がされていない。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年9月末までのところ、神経病院では不用じゅう器の処分契約を行っていない。今後、当該契約の締結にかかる事務処理を適正に処理していくため、各病院に対し、指摘事項についての周知徹底を図った。

なお、各病院の廃棄物処理委託契約の状況について調査を行い、本指摘以外の契約においては、適正な契約処理を行っていることを確認した。

## 中央卸売市場

### (1) 委託契約に当たり経費の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

管理部は、食肉市場外3か所の警備委託契約(契約金額:1億290万円、契約期間:平成17.4.1~平成18.3.31)をBと、また、豊島市場外3か所の警備及び世田谷市場防災センター管理委託契約(契約金額:1億2,915万円、契約期間:平成17.4.1~平成18.3.31)をCと、それぞれ締結している。しかし、委託経費の積算を誤ったため、予定価格が合計で1,987万9,280円過大となっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年度準備契約においては、指摘を受けた経費の積算について、仕様書に適合した休業日に修正するなどの見直しを行った。

これまで積算時に使用する用語や業務の難易度などについて、職員の間で統一性がなかったため、契約部所までの各担当者が仕様書を確認した際に、内容のとらえ方にそごが生じていた。これを改善するため、用語等を統一し、委託内容の記載等を定型化することで確認作業が的確にできるようにした。

### (2) 市場施設の使用に係る業者指導を徹底すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

多摩ニュータウン市場では、トマトの廃棄物が大量に処理(89トン)されているが、この廃棄物として処理されたトマトは、市場取引から生じたものではなく、仲卸業者であるDが外部の業者から預り、市場の承認を受けずに市場の冷蔵倉庫で保管していたものである。

#### イ 講じた措置の概要

市場施設の適正な使用が行われるよう当該市場内業者に対し、市場取引以外から発生する廃棄物を排出しないよう指導を行った。具体的には当該物品について取り扱う仲卸業者に対し、廃棄物を排出しないよう指示した。これを受け仲卸業者は、平成18年3月末をもって取引先である搬入業者との委託関係を終了させた。このため、同年4月以降は廃棄物としての当該物品は発生していない。

今後も引き続き市場内業者の施設使用に対して十分な指導を行っていく。

## 建設局

### (1) しゅん工届の速やかな提出に係る有効な方策を講じるべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

建設事務所は、しゅん工届の提出が遅れると、調定・収入が遅れることから、道路占用者に対する督促を行っているが、しゅん工届5,939件中2,983件(50.2%)の提出が1か月以上遅れている状況となっている。これは、道路管理部が、しゅん工届の提出期限を定めていないなど、しゅん工届の提出を促すための方策をとっていないこと、提出を督促すべき担当者・時期、督促経過の記録方法などを標準化するなど、しゅん工届を早期に提出させるために必要な事務処理手順を確立していないことなどによるものである。

#### イ 講じた措置の概要

しゅん工届の早期提出等、道路占用工事に伴う事務手続の適正化について、具体的事務改善策を定め、各建設事務所及び占用企業者に通知し、改善を求めた。

また、直接建設事務所を訪問し指導を行ったほか、建設事務所管理課長会等で周知した。

### (2) 電線共同溝整備に係る手続を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

局は、道路管理者として、電線共同溝の占用予定者の意見を聞いて共同溝の工事ごとに整備計画を定めて建設を行い、電線共同溝の占用予定者は、整備計画に応じて道路管理者が定める額の建設負担金を納付しなければならない(電線共同溝の整備等に関する特別措置法等)。

しかし、第二建設事務所では、5件の共同溝工事が完了し、数か月経過しているにもかかわらず、整備計画を定めていないことから、共同溝の占用予定者が負担すべき建設負担金(1,570万円)について徴収できない状況となっている。

#### イ 講じた措置の概要

工事全件において電線共同溝整備計画書を作成し、建設負担金の徴収を終えた。局主管課による電線共同溝整備に係る手続の説明会を踏まえ、平成18年9月6日、所内関係係長会において、整備計画案決定等に係る事務の流れを再確認するとともに、チェックリストによる進行管理の徹底、関係書類の一括管理を行うなど、手続の適正化を職員に周知徹底した。

## 出 納 長 室

### ( 1 ) 母子福祉資金貸付金償還金にかかる経理について

#### ア 監査結果の内容(要約)

母子福祉資金貸付金の貸付及び償還にかかる事務は、特例条例により、区市部においては、区市が行っており、区市では貸付金及び償還金を歳入歳出外現金として経理している。

ところで、区市に納付された償還金は、出納長通知により、区市が取り扱った歳入について月ごとに都に報告し、福祉保健局は、この金額を調定しているが、この結果、本来、貸付けを受けた者が償還すべき額は69億1,486万7,333円であるのに、福祉保健局が調定している額は、38億2,135万9,099円となっている。

福祉保健局は、出納長通知に基づき調定を適正に行っているが、調定額は実績額と大きくかい離しているため、出納長室及び局は、協議を行い、償還金にかかる調定の方法を検討されたい。

#### イ 講じた措置の概要

福祉保健局から平成18年8月25日付事務連絡により、改めて、特例条例にかかる出納長通知の解釈について照会があった。

出納長室は、実績額と調定額とのかい離について、徴収すべき金額の総額を把握できるよう、同月28日に文書にて再度指導をおこなった。

なお、同年9月20日に、福祉保健局と当室との間で、当償還金の経理に関する打ち合わせを行い、調定の方法を含めた事務処理について再確認を行った。

## 水 道 局

### ( 1 ) 水道料金及び下水道料金の減免を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

練馬東営業所において水道料金及び下水道料金の減額を行っている練馬区立旭丘なかよし緑地における公衆水飲栓の使用量は、夏期に大幅に増加している。これは平成16年度に親水用施設が新たに設置され、公衆水飲栓とメーターを共有していることによるものである。

親水用施設は、水道料金及び下水道料金の減額の対象とならないが、所はその使用量を含めて減額の対象としている。

#### イ 講じた措置の概要

本件について平成18年3月17日をもって公衆用栓適用を解除し、現在は適正な料金算定がなされている。

また、平成18年3月28日及び同年4月26日に営業所検針係長会幹事会を開催し、検針



時の審査及び現場調査を十分行うことを職員に周知徹底した。

(2) 公園占用許可申請に際し、減免申請を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

南部第一支所は、区立公園の敷地を占用して配水管、立坑等の水道施設を設置する場合、区から公園敷地の占用許可を受けるとともに、申請により占用料の全額免除を受けている。しかし、大田区内の一部の公園については、水道施設の減免申請が提出されておらず、約200万円(累計)の占用料を支出していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

区に対し減免申請(平成18年3月23日付)を行い、平成18年4月分からの免除を受けた。また、平成18年4月5日付事務連絡(各支所経理係長あて)により、有償で使用許可を受けている案件について、総点検を実施した。

同年7月3日、支所経理係長会の席上にて再度周知徹底を図った。

## 下 水 道 局

(1) 薬品購入の契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 東部第一管理事務所では、有明水再生センターにおける下水処理工程で使用する酢酸を購入しているが、各購入契約を見たところ、薬品を実際に使用するセンターと契約事務を行う管理事務所との間で、契約状況についての連絡が不十分であったため、契約手続が完了する前に発注、納品が行われていた。

(イ) 下水道局契約事務規程(昭和41年局管理規程第33号)第33条第2号では、物品の購入にかかる随意契約は、予定価格が160万円を超えない場合に行うことができる。

しかし、東部第二管理事務所では、小菅水再生センター及び葛西水再生センターの下水処理工程で使用するポリ塩化アルミニウムの購入について、予定価格が464万3,100円であるにもかかわらず、Aを相手方として随意契約を締結している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 東部第一管理事務所は、平成18年5月31日に開催された経理係長会での説明に基づき、今後の事務処理を適正に行うよう周知し、担当者間で契約・履行確認の励行及び相互のチェックについて徹底を図ることとした。

(イ) 日常業務において、規程等の遵守・確認の励行及びチェック機能の確保について、各管理事務所へ周知、徹底を図ることを指示し、今後の事務処理に万全を期すこととした。

## 教 育 庁

( 1 ) 産業廃棄物に係る事務処理を適正に行うとともに、部は、各学校に対する指導を徹底すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学務部は、各学校に対して、産業廃棄物の処理等に係る委託契約について、各学校から排出された産業廃棄物が、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に行われたことを確認するよう指導している。

しかし、各学校(赤羽商業高等学校、城東高等学校、武蔵村山高等学校、第五商業高等学校、板橋高等学校、村山養護学校及び府中朝日養護学校)では、マニフェストの写しが提出されておらず、産業廃棄物が適正に処理されたことが確認できない。

イ 講じた措置の概要

当该校における産業廃棄物の事務処理について、契約業者からマニフェストの写しを提出させ、全件、適正に処理されていることを確認した。

また、平成18年9月に契約管財課長名で各都立学校長に通知した「産業廃棄物の適正な処理について」により、最終処分に伴うマニフェストの確認を必ず行うこと、自己検査を実施することなど指導を徹底した。

( 2 ) 解体工事に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成17年3月31日に廃止された東京都府中青年の家の建物解体工事について、学務部は、同年9月1日から工事に着手できたにもかかわらず、起工書の起案時に、工事の入札日程を錯誤したことにより、契約締結に遅れが生じ、工事着手を同年9月9日以降に行ったことが認められた。その結果、機械警備委託契約の期間延長(9月1日から9月9日まで)が必要となり、9日分の契約金額13万9,650円が不経済支出となっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年5月30日に営繕課係長会を開催し、起工書の起案に際しては、「工事入札日程表」による契約締結請求日、工期及び契約締結予定日などの確認を起案者だけでなく、庶務事務担当者を含む複数のチェックを行っていくことを決定し、営繕課の全職員に周知した。

( 3 ) 健康診断に係る契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福利厚生部は、女性職員の特別健康診断を行うため、「都立学校教職員女性検診委託(単価契約)」契約をLと特命随意契約により締結している。

この検査結果に係る請求内容を見たところ、第1回の超音波検査が、契約予定件数の250件を超過し、257件実施している。第2回の超音波検査全件(103件)について、実際には検査を行っていない乳頭分泌液細胞診を行ったとして、近似の金額となるよう振り替え(157件)するなど、不適切な事務処理をしている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年度からの契約については、契約先から月次の検査実績の報告を求め、予定件数を超えないよう執行管理している。また、支出についても年度末に一括処理することなく、月次で支払処理を行っている。

## 警 視 庁

### (1) 公有財産の記録管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、西が丘庁舎の改築工事について、平成15年10月に建築工事を着工し、その後、昇降機設備、給排水衛生設備、空調設備、電気設備等に係る設備工事を施工し、平成18年2月13日にしゅん工した。この公有財産台帳を見たところ、建築工事に係る取得価格を計上しなかったため、平成17年度末残高が7億4,981万4,176円となっており、15億6,131万434円過小となっている。

#### イ 講じた措置の概要

公有財産台帳の現在価格については、平成18年8月22日に財産情報システムにより訂正を行った。また、同年8月21日、係員会議を開催し、指摘内容の重大性を認識させるとともに、登録前の数値の確認及び登録後の照合を複数の者で行うよう改めて周知徹底した。

### (2) 重要物品の記録管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

生活安全部は、地域の防犯対策のため、「街頭防犯カメラシステム設置工事(上野2丁目地区)」、契約及び「街頭防犯カメラシステム増設・移設工事(新宿区歌舞伎町地区)」契約を締結し、それぞれの工事で取得した100万円以上の物品を重要物品として管理している。

しかし、物品管理者別物品一覧表(重要物品)を見たところ、部は、落札価格を予定価格で除して落札率を算出し、各物品の積算金額にこれに乗じて取得価格を算出することとしているが、誤って、積算に当たり参考とした見積書の金額に乗じている。アダプターの取得価格は、22万2,594円であるにもかかわらず、誤って、他の項目の価格366万447円としている。この結果、1,124万6,608円が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成18年8月4日に財務会計システムの修正登録を行った。また、同年8月2日に、関係職員を集め、物品の取得価格の算出方法について確認をするとともに、登録後に複数の者で確実に照合することを改めて申し合わせた。

〔平成17年度決算審査（歳入歳出各会計）〕

産 業 労 働 局

（1）物品について

ア 審査結果の内容

物品1点（皮革技術センター染色試験機）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

登載漏れとなっていた物品1点については、平成18年6月6日に物品管理システムに登録を行った。

港 湾 局

（1）物品について

ア 審査結果の内容

物品6点（模型ほか5点）が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

物品6点のうち、自動車秤量機2点については、平成18年8月31日に、模型外3点については、同年10月5日に財務会計システムのデータファイルから削除した。

## 教 育 庁

### (1) 物品について

#### ア 審査結果の内容

物品2点(電子計算機ほか)が登載漏れとなっており、物品13点(旋盤ほか)が過大に計上されている。

#### イ 講じた措置の概要

登載漏れとなった物品2点(電子計算機ほか)及び過大計上となった物品13点(旋盤ほか)については、該当所属において財務会計システムに修正登録を行った。

## 警 視 庁

### (1) 物品について

#### ア 審査結果の内容

物品1点(アダプター)が過大に登載されている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年8月4日に当該物品を重要物品から一般物品とする財務会計システムの修正登録を行った。

## 議 会 局

### (1) 物品について

#### ア 審査結果の内容

物品1点(陳列ケース)が過大に登載されている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年7月21日に物品管理システム上からの削除を行った。

## 〔平成17年度決算審査（公営企業各会計）〕

### 病 院 経 営 本 部

#### （1）会計処理を適正に行うべきもの

##### ア 審査結果の内容（要約）

各病院における修繕費（収益的支出）の執行状況について確認したところ、本部の規定する修繕支弁基準に基づかない、不適正な会計処理が見受けられた。

##### イ 講じた措置の概要

指摘の趣旨に従い、下記のとおり修正の会計処理を行った。

平成17年度執行分の過年度損益修正

固定資産登録（平成18年度から減価償却開始）

今後は、修繕支弁基準について、病院に具体的な事例を提示し、適正な会計処理を行う。

## 〔平成17年行政監査（情報システムの運用管理について）〕

### 総 務 局

#### （1）再委託に当たり、承諾内容が具体的に記載された書面を交付すべきもの

##### ア 監査結果の内容（要約）

総務局は、「住民基本台帳ネットワークシステムにおける都内ネットワーク運用保守監視等業務委託」契約をLと特命随意契約により締結している。Lは、業務の一部をMに再委託しているため、再委託の申請を局に提出しているが、申請書には、再委託先における状態監視業務に係る業務内容が具体的に記載されていない、局は、申請に対する承諾を口頭で行っている。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年度の契約（平成18年3月末締結）において、再委託に当たり、業務内容を明確に記載した申請書を提出するよう受託者に対し指導を行った。また、再委託の承諾に際しては、文書決裁により、決定過程、内容を明示した上で、承諾書を交付した。

(2) 情報管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務局は、「平成16年度工業統計調査の電算集計処理委託」契約をPと締結している(契約金額:1,018万5,000円、契約期間:平成16.4.1~平成17.3.31)。

標準特記仕様書によると、個人情報等の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設けて個人情報等の管理状況を記録し、契約完了時には、局に提出し、報告しなければならないとしている。しかし、製造業の事業所に関する情報の管理状況について見たところ、監査日(平成17.10.4)現在、個人情報等の管理状況の記録がPから局に提出されておらず、情報管理が適切に行われているかを確認できない状況であった。

イ 講じた措置の概要

特記仕様書に示す「個人情報」及び「機密情報」に該当するデータ等の管理について、帳票により報告を受け、確認を行った。また、サーバ等委託先が保有する電子機器等の記録媒体に統計データが残存していないことを複数の職員により現場確認を行った。

なお、本件委託は年度ごとに委託先が変更となる可能性があるため、平成18年度契約だけでなく平成19年度以降も情報管理に係る対応方法について年度当初に委託先と十分な調整を行う。

## 主 税 局

(1) 契約事項の履行を適正に行わせるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

主税局は、特別区の固定資産税等の賦課徴収に関し、各都税事務所が登記所から受け取った登記済通知書に記載されている内容の一部を税務情報総合オンラインシステムに入力している。

局は、この入力業務について、「固定資産税・都市計画税登記済通知書処理業務委託」契約をQ及びRと締結しているが、受託業者から日々の業務履行に関する報告が行われておらず、履行の確認が適切に行われていない。

イ 講じた措置の概要

契約を締結した業者に対して、毎月の支払における履行確認時に、作成した業務日誌を提出させるように改善した。

## 教 育 庁

### ( 1 ) 既存の機器の活用について十分に検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

給食予約システムについて、各校に予約申込の専用機器と合わせて調理数の集計用にパソコン等を設置するに当たり、既存のパソコン等が活用できるか否かの検討をしないまま該当校に一律に配備している。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年度の契約更新校は6校で、うち4校は学校栄養職員に教務用パソコン等の配備がなく、残り2校について機器の保守管理を行っている会社に調査を依頼したところ、給食予約システムの動作推奨環境を下回っている、教務用パソコンに給食管理・栄養ソフトがインストールされており、給食予約システムを同一のパソコンにインストールした場合不具合が生じ、故障発生時には保守対象外経費が発生することなどから、既存の機器の活用は推奨できないとの回答を得た。今後、平成20年度以降に契約更新となる機器についても同様に調査を行い、既存機器の有効活用を検討する。

### ( 2 ) データ入力委託を見直し、事務処理を効率的に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

公立学校の児童・生徒・学生の健康実態を把握することを目的とした、定期健康診断疾病異常調査の集計業務について、各都立学校及び区市町村教育委員会に対して電子ファイルによるデータの提出を徹底することにより、職員自らが表計算ソフトウェアを用いて処理できるにもかかわらず、業務委託が行われている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年度から委託契約を廃止するとともに、今後の事務処理については、平成18年3月に通知した「平成18年度学校保健統計調査の実施について」により、都立学校及び区市町村教育委員会に対して電子データでの提出を指示し、事務処理の効率化を図った。



## 〔平成17年財政援助団体等監査〕

### 総 務 局

(財団法人東京都人権啓発センター)

#### (1) 物品の管理事務を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

局は、センターと、東京都人権プラザの管理運営業務委託契約(契約金額:平成15年度1億362万7,676円、平成16年度1億666万3,296円)を締結しているが、予定価格が5万円以上の物品を受託金により購入した場合は、物品現在高調書兼引渡書に記載し、都に報告しなければならないが報告をしていない、物品整理簿を備えておらず、委託契約終了時に都に報告していない。

##### イ 講じた措置の概要

平成16年度に購入した物品については、平成18年2月9日付物品現在高調書兼引渡書により報告を受け、平成18年2月16日付物品受入通知書を出納機関へ送付した。

平成17年度の委託物品については、受託者において物品整理簿を作成し、数量等の管理を行った。また、委託契約終了に伴い、平成18年5月11日付物品現在高調書兼引渡書により報告を受けた。

### 生 活 文 化 局

(財団法人日本オペラ振興会)

#### (1) 補助金に係る会計処理を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

財団は、平成11年度以降毎年度、都民芸術フェスティバルにおけるオペラ公演について、補助金の交付を受けている(平成15年度1,727万3,000円、平成16年度1,564万5,000円)。財団の会計処理について見たところ、芸術文化団体補助事業に係る経理事務処理基準により、助成事業の会計は特別会計とし、他の会計と区別して処理しなければならないにもかかわらず、特別会計を設置せず、一般会計の中で一括して処理していた。

イ 講じた措置の概要

平成18年2月4日に、補助金に係る財団法人日本オペラ振興会の会計処理を指導した。

その後、同財団は同年3月22日の理事会で、都民芸術フェスティバル公演を特別会計とする平成18年度予算案を承認し、特別会計の設置を決定した。

(私立学校90団体)

(2) 私立学校における本務事務職員の認定方法が明確になるよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

私立学校経常費補助金の算定基礎となる本務事務職員は、補助金交付要綱では、正規の職員として雇用された者で、学校に常時勤務し、学校の事務に従事する者となっている。

しかし、法人本部の職員として辞令交付を受けて法人本部に勤務している職員を、学校の職員として申請している学校法人が認められるなど、「学校に常時勤務する」についての取扱いが不明確となっている。

イ 講じた措置の概要

本務事務職員の認定方法については、私立学校法人の助成金申請に係る重要な調査表の手引きである「私立学校教育助成金調査表(A表、B表)記入の手引き」に適正事例を記載し、各学校法人に周知を図った。

(3) 給与規程等に定めのない手当等の支出について、学校法人に対する指導を一層徹底すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

私立学校経常費補助の補助対象経費である教職員の人件費に係る給与・諸手当については、それぞれの学校法人における給与規程等に定めることとしているが、学校法人における給与・諸手当の支給状況について見たところ、支給根拠を定めずに手当等を支給している事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

本件の手当等については、以下の研修会等において、書面「財政援助団体等監査における重点留意事項」に基づき説明し、周知徹底を図った。

○学校法人会計基準研修会(補助金交付法人対象)[平成18年3月8日実施]

○学校法人会計基準研修会(区市幼稚園・専修各種学校担当者対象)

[平成18年7月13日実施]

○関連団体主催研修会[東京都専修学校各種学校協会主催 平成18年6月14日実施]

また、平成18年4月以降に実施した実地指導(41法人)においても書面を提示し、手当等の適正な執行を指導した。

## 福 祉 保 健 局

( 社会福祉法人等 5 3 団体 )

( 1 ) 良好な施設整備のために、法人に対する実効性のある調査・指導等について検討すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

都は、社会福祉法人が整備した特別養護老人ホーム等 4 件に対し、その施設整備費の一部について補助を行っている。

その際、局が行う審査・調査及び指導は、施設が良好に建設されているか、施設の維持管理に支障がないか、などの観点を踏まえて行う必要があるが、施設の状況及び工事関係の書類を見たところ、建築基準法等には適合しているが、施設の構造等に適切でない事例が認められた。

これらを防止するためには、補助金の交付を受けている法人等が、責任を持って設計及び施工等を実施することはもとより、局も、法人に対する適切な指導等を行う必要がある。

### イ 講じた措置の概要

局は、法人に対して不適切な箇所を是正するよう指導し、現場写真等により改善されたことを確認した。

また、法人が施工監理を適切に行ったことの履行確認が行えるよう、平成 1 8 年 9 月に、局はチェックリストとして「社会福祉法人等のための工事確認検査の手引き」を策定し、平成 1 8 年 9 月 2 7 日付けの文書により関係部署に周知した。

今後、法人に対し適切な指導を行っていく。

## 病 院 経 営 本 部

( 財団法人東京都保健医療公社 < 指摘時点では、福祉保健局が所管 > )

( 1 ) 固定資産の管理を適切に行うべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

公社は、大久保病院の移管に際して、都と固定資産売買契約を締結し、医療機器等の固定資産を 1 0 億 9 2 万 1 , 5 3 4 円で購入しているが、購入した資産の現地調査を行わず、その所在の有無について確認をしていない。

そこで、病院の固定資産のうち小型で高額の物品について実物確認(平成 1 7 . 1 0 . 2 8 )を行ったところ、デスクトップ・パソコン 3 台、ノート・パソコン 4 台、小型プロジェクター 1 台の所在が確認できなかった。

#### イ 講じた措置の概要

再調査を実施し、ノート・パソコン2台以外の所在については確認ができた。

ノート・パソコン2台は、平成16年度に使用者が破損させ、廃棄してしまっていたため、使用者に厳重注意し、改めて廃棄手続を行った。

今後、固定資産の適切な管理を図るために、平成18年1月4日付けで公社財務会計処理要綱を改正し、定期的な固定資産実地調査と固定資産への台帳管理番号の貼付を義務づけた。本改正要綱について、公社用度担当者会で各病院の担当者に周知徹底した。

#### (2) 運営費補助金の交付決定及び額の確定を交付要綱に基づいて行い、補助事業の効率的かつ効果的な執行に資するべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

東京都保健医療公社運営費補助金について見たところ、補助金交付要綱で交付の対象経費は補助事項ごとに積算するとしているにもかかわらず、局は、公社の収支不足額を補助金として補てんしている。そのため、補助金の実績等が明らかでなく、地域医療の推進を目的とした補助事業が効率的かつ効果的に行われているか判断できない。

#### イ 講じた措置の概要

補助の目的に沿った適切な事業執行を確保していくため、平成18年3月31日付17福保医政第2121号により要綱を改正し、同年4月1日から施行した。

この改正では、補助対象の各項目別に所要額等の算出内容が明確となるよう、所要額調、実績報告にかかる各様式を新たに整備した。

なお、平成17年度補助事業の実績報告については、指摘の趣旨を踏まえ、補助事業の各項目別の執行状況を把握した。

## 産 業 労 働 局

(財団法人東京都中小企業振興公社)

#### (1) 補助事業に係る事務処理を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

公社では、都から補助金の交付を受け、各事業の実施に当たり、事業利用者の信用力を調査することを目的として、「企業信用調査委託」契約(契約期間:平成16.4.1~平成17.3.31、契約金額:37万8,000円)をBと締結している。調査結果については、対象者ごとに報告書として取りまとめ、提出させることとしている。

しかし、この契約の執行状況について見たところ、調査報告書件数の算定方法の一部が契約書に明記されていない、調査に係る経費が調査目的に応じた事業費から支出されていない。

## イ 講じた措置の概要

### 調査報告書件数の算定について

平成17年度分契約については、委託業者と協議を行い、その結果を書面で取り交わした。なお、平成18年度以降については、契約締結時に調査報告書件数の算定方法を契約書に明記することとした。

### 各補助事業への支出計上額について

平成18年3月31日付17東中企第1602号により、基本料金及び付帯料金の振替処理を行った。

## (2) 毒物・劇物の統一的な取扱基準の作成を検討すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都地域中小企業振興センターの管理運営業務を公社に委託している。

城南振興センターにおいては、毒物・劇物の使用及び保管管理に当たり、要綱を定め、管理簿の記入や在庫管理の方法等を規定している。しかし城東及び多摩の各振興センターでは、施設のできる保管庫で管理しているものの、要綱等により具体的な管理方法を定めていない。

振興センターの一部の事業については、平成18年4月から、地方独立行政法人に移管されることとなっているが、局は、移管に先立ち、安全管理の向上のため、毒物・劇物の統一的な取扱基準の作成を検討されたい。

## イ 講じた措置の概要

城東及び多摩の両振興センターについては、平成18年2月8日付で毒物劇物等管理要綱を制定した。なお、局内の統一的な基準については、総務部が、平成18年3月30日付17産労総職第1498号にて、局内各所が毒物劇物等管理規則を作成する際の統一的基準となる「医薬用外毒物劇物危害防止規則(例示)」を通知した。

また、各振興センターの毒劇物を管理する部署は、平成18年4月1日付けで地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに移管となったが、同研究センターは、上記通知に基づき規則等を制定し、それにより管理している。

# 教 育 庁

( 社団法人東京都教職員互助会 )

## ( 1 ) 土地について利用方針を定め、速やかに活用すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

東京都教職員互助会三楽病院が神奈川県葉山町に所有する土地(661.65㎡)は、病院職員の厚生施設用地であったが、昭和51年に老朽化のため施設を解体した。その後、厚生施設の再建は行われず、財政的理由や交通の制限などのため、約30年にわたり活用していない。

### イ 講じた措置の概要

土地の利用方針については、平成18年4月に、互助会と地元不動産業者との間で不動産の取引状況などについて意見交換を行った。

その後、互助会の平成18年度第1回理事会において、検討経過及び今後の対応について報告を行い、当該土地売却方針を決定し、同年8月に、不動産業者と当該土地の売却に関する媒介契約を締結した。

## 〔平成17年各会計定例監査〕

### 財 務 局

#### (1) 使用されていないエスカレータの取扱いについて見直しを行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

議会棟にあるエスカレータ2台については、平成5年度に省エネルギー対策として稼働を停止して以来、現在まで一度しか稼働していないが、建築保全部では、通年稼働のエスカレータと同様の保守を行っている。

##### イ 講じた措置の概要

平成17年度は、保守点検回数について見直し、契約金額の減額を行った。

また、当該エスカレータの使用実態調査を行った結果、利用はごく少数であったため、議会局と調整し、エスカレータの休止を決定した。

このため、平成18年度以降の保守業務委託は中止とした。

### 生 活 文 化 局

#### (1) 業務に必要な機器の数を適切に見積もり契約すべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

都民生活部は、旅券発給事務のため、住民基本台帳ネットワークシステム業務端末用機器の、リース契約を締結しているが、リース契約の内容について見たところ、端末の数に対しハブの数が過大なものとなっており、リース31台のうち14台が未使用の状態となっている。

##### イ 講じた措置の概要

住民基本台帳ネットワークシステム業務端末用機器の賃借に当たっては、第1次リース、第2次リースの2本立てで契約を行っている。

第2次リースの期間(2年11か月)は平成18年3月に終了したため、平成18年4月から端末台数を見直し、再リース契約を締結した。

また、第1次リースの期間(4年8か月)は平成19年3月に終了以降、契約の更新は行わないとした。

## 福 祉 保 健 局

### ( 1 ) 職員住宅の計画的な管理に努めるべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

老人医療センターは、東京都職員住宅管理規則に基づき、看護職員等を対象に職員住宅(仲町寮)及び各借上職員住宅を提供し、その管理運営を行っているが、平成16年度の入居状況は、全体145戸のうち年度平均で31戸が空室であり、計画的な管理がなされていない。

#### イ 講じた措置の概要

借上戸数の精査を行い、需要の低い借上住宅F(12戸)については、平成17年度末に賃貸借契約を終了した。

職員住宅の計画的な管理については、年1回の定期募集を年6回に増やす他、随時追加募集を行うこととした。現時点では、平成18年6月及び同年9月に募集を実施した。さらに、同年12月、平成19年3月、臨床研修医向け、新規採用者向けへの募集を行う予定である。

平成18年度は、計画にのっとり募集回数を増やすとともに、年間を通じての住宅需要を正確に把握する。その結果を踏まえた上で、住宅需要と借上戸数との乖離が解消されない場合は、契約内容を精査し、契約解除を行うなど、適正化を図る。

## 病 院 経 営 本 部

### ( 1 ) 都立病院での器械の再活用に努めるとともに、都立病院以外の医療機関への譲渡について検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

府中病院において、電子カルテの導入に伴い、使用しなくなった心電図自動解析装置などの資産については、他の都立病院から所属換えの希望がなく事業の用に供していない。

これらの資産はいずれも高額で、耐用年数が残存し、かつ整備状態が良く十分使用に耐え得るものであり、都立病院以外の医療機関においても、特に有効に活用することが期待できる。

#### イ 講じた措置の概要

病院経営本部では、遊休医療器械の再活用を図る観点から、各病院に対し遊休医療器械の調査を行い、他病院への譲渡斡旋を行っている。

都立病院以外の他会計病院への医療器械の有効活用を図る観点から、財団法人東京都保健医療公社所管病院に対して、遊休医療器械の譲渡斡旋意向調査を行った。



## 産 業 労 働 局

### ( 1 ) 毒物・劇物の管理について検討等を行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 産業労働局所管の事業所における毒物・劇物の管理について、検討すべき点等が見受けられた。総務部は各部及び事業所に対し、毒物・劇物の管理等を指導されたい。

(イ) 産業技術研究所は、試験研究用に使用する毒物・劇物(毒物17種類、劇物81種類)について、「医薬用外毒物劇物危害防止要綱」を定め、毒物は、使用の都度、年月日、取扱量、在庫量、風袋込み重量を保管管理簿に記帳整理することとしている。

しかし劇物については、要綱上にその管理方法の明確な規定がないことから、棚卸検査による在庫量の確認のみが行われている。

(ウ) 技術専門校では、ビル管理科、環境分析科等の訓練科において、劇物を使用した実習を行っているが、技術専門校における劇物の管理状況を見たところ、劇物の取扱基準がないため、実習で使用しなくなった劇物について、廃棄等の処理を行っていない状況が見受けられた。

#### イ 講じた措置の概要

(ア) 総務部では、平成17年度内に全事業所の調査を実施するとともに、関係部所と連絡を取りながら、局内各所で毒物劇物等管理規則を作成する際の統一的基準となる「医薬用外毒物劇物危害防止規則(例示)」を定めた(平成18年3月30日付17産労総職第1498号)。

また、各事業所に対してこの基準を通知し、規則等の制定を指示した。

(イ) 「医薬用外毒物劇物危害防止要綱」の見直しについては、総務部が通知した局内の統一的基準に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにおいて、規定等を制定した。

(ウ) 劇毒物を保有している校については、産業労働局総務部職員課が例示した「医薬用外毒物劇物危害防止規則(例示)」に基づき、各校にて管理規則の改正及び制定を行った。

## 港 湾 局

### ( 1 ) 未処分地の有効活用を検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

東京港防災事務所は、事務所に隣接している土地(1,225㎡)を国への一時貸付けが終了した平成6年度以降、来客者用駐車場として利用している。しかし、この土地は、臨海開発部所管の売却等予定地(未処分地)であり、同事務所敷地内には、既に来客者用の駐車スパー

スが十分確保されているため、未処分地を使用する必要性は認められない。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年3月に改定が行われた第7次東京港港湾計画において、本件土地の土地利用区分を港湾関連用地から、より広範囲な利用が可能な都市機能用地へと変更した。

その後、具体的な土地利用に係る調整や現地の更地化等を行い、同年7月に土地売却に係る公募を開始して、同年10月に入札を行った。（落札金額：4億6,770万円）

## 水 道 局

### (1) 林道の管理を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

水源管理事務所は、産業労働局からの委託を受けて、林道（5万7,774m）の開設工事を行い、日常的な管理業務についても、水源林の管理に必要があるとして、所が行っている。

しかし、これらの林道は産労局が所管するものであり、所と産労局との間で管理及び経費負担について何の取決めを定めていないまま、所が管理に係る経費を全額負担している。

#### イ 講じた措置の概要

林道の管理を適切に行うため、産業労働局と以下の内容で協定を締結した。

水道局が維持管理し産業労働局が所管している林道は、速やかに水道局に無償で移管する。

両局が必要と認める国庫補助事業として実施される林道の開設等は産業労働局が行い、しゅん工後遅滞なく水道局に無償で移管する。

## 教 育 庁

### (1) パソコン教室について〈集団学習装置の更新を適切に行うべきもの〉

#### ア 監査結果の内容（要約）

集団学習装置の機器等のうち、机・プリンター台・椅子・フリーアクセスフロアは、リース期間終了後も継続して利用できるにもかかわらず、学務部は、集団学習装置の更新に当たり、これらについても撤去・新設を行っている。

その結果、購入により更新した学校では1教室当たり約485万円、リースにより更新した学校では1教室当たり約620万円が不経済支出となっている。

#### イ 講じた措置の概要

集団学習装置の更新については、新たに方針を定め、平成18年度にパソコン教室を更新した都立学校では、フリーアクセスフロアの設置が必要なものは、工事により設置を行った。

また、じゅう器類については、新たな購入により整備したり、従来からリースされているもののうち、使用可能なものについては、リース業者から所有権の移転を行った。

### 〔平成16年財政援助団体等監査〕

#### 都 市 整 備 局

(財団法人東京都新都市建設公社)

#### (4) 速やかに事業の進ちよくを図るべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

公社は、八王子駅南口地区市街地再開発事業について、平成3年12月5日に八王子駅南口地区市街地再開発準備組合と覚書を締結し、事業協力を行っているが、監査日(平成16.11.5)現在においても、本組合を設立するには至っていない。その間、公社は、準備組合の必要とする資金の一部を立て替えており、立替金の総額は10億4,046万余円になっている。

本組合が設立されない場合、立替金を回収できないおそれがあるため、公社は、本組合設立に向け、速やかに事業の進ちよくを図る必要がある。

#### イ 講じた措置の概要

八王子駅南口地区市街地再開発準備組合は、平成18年4月に特定業務代行者の決定、同年6月に組合設立認可申請書の提出を行い、同年8月9日に組合設立認可公告、同年8月10日に組合設立総会の開催を経て、八王子駅南口地区市街地再開発組合として発足した。

#### 福 祉 保 健 局

(社会福祉法人はばたき)

#### (1) 施設の事業内容について検討を行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

福祉保健局は、重度の肢体不自由者に対し生活に必要な設備と介護の体制を備えた住宅を提供し、併せて作業の場を設けることによりその自立の助長を図ることを目的として、都の公の

施設である東京都八王子自立ホームを設置し、その管理を社会福祉法人はばたきに委託している。しかし、ホームの授産事業について見たところ、パソコン操作の指導訓練等が行われているが、雇用の困難な障害者に職業を与え、自活させるという授産事業の在り方から考えると適切なものとはいえない。

イ 講じた措置の概要

平成18年4月1日から、パソコン操作の習得とパソコンを利用した名刺印刷の訓練を開始した。名刺印刷の受注については、法人の関係者などに対し、開拓を図っている。

## 〔平成16年行政監査（特命随意契約について）〕

### 交 通 局

(1) 地下鉄駅施設の清掃委託に係る契約方法について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

交通局は、地下鉄駅施設及び高島平運輸指令所清掃委託をJと特命随意契約により締結している（契約金額：6億8,603万8,500円）。特命理由として、運輸指令所等には、通信機器、信号機器など鉄道の保安上の重要な設備があり、作業の際には各機器の機能を十分に熟知していることが求められ、この業務を遂行できるのはJだけであるとしているが、地下鉄駅施設、乗務区仮泊所、総合案内所については、必ずしも特命理由に該当するとは思われない。

イ 講じた措置の概要

本件に係る契約方法の見直しについて、特命随意契約で行う必要性を業務内容ごとに精査し、駅構内以外の仮泊施設の清掃業務を、駅構内の清掃等業務委託契約と切り離して、平成19年度から競争入札で実施する。

## 〔平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）〕

### 教 育 庁

#### （1）映画フィルム等の視聴覚資料目録をOPACに登録すべきもの

##### ア 監査結果の内容（要約）

都立図書館は、中央及び日比谷図書館に所蔵している視聴覚資料目録を、インターネット等で検索できるようにOPACに登録されたい。

##### イ 講じた措置の概要

目録等公開用データベースシステムの開発委託契約を締結（平成18年6月）し、現在システム開発中である。平成18年12月上旬に稼働予定であり、稼働すればインターネット等でOPAC（オンライン閲覧目録）と同じように検索ができるようになる。

#### （2）録音資料等の視覚障害者用資料目録をインターネットで検索できるようにすべきもの

##### ア 監査結果の内容（要約）

都立図書館は、中央及び多摩図書館で所蔵する視覚障害者用資料について、その所蔵状況や内容をインターネットで検索できるようにされたい。

##### イ 講じた措置の概要

視覚障害者資料のデータ入力について、当館で製作した音訳図書等については、平成17年11月に作成済み、また、当館製作以外（寄贈等）のものについても、問題等のあるものを除き、データ作成はほぼ終了した。

平成18年度にインターネットシステムを開発委託中であり、平成18年12月にはデータベースを都民に公開できる予定である。

#### （3）視聴覚資料の特性を考慮した管理方針を定め、適切な活用・保存を行うべきもの

##### ア 監査結果の内容（要約）

都立図書館が所蔵する視聴覚資料については、明確な管理方針が定められておらず、その保存状態も十分に把握されていない。都立図書館は、管理方針を定め、適切な活用・保存を行われたい。

##### イ 講じた措置の概要

平成17年度末にビデオテープ等の管理方針を策定した。課題となっている16ミリフィルムについても、平成17年度にプロジェクトチームを設け、管理方針を定めた。

(4) 広域的自治体の図書館としてのサービス向上に向けた取組の強化に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立図書館は、アンケートの実施などにより、都立図書館利用者のニーズを的確に把握するとともに、それに基づき、経営指標を選定し、数値目標を設定するなど、広域的自治体の図書館としてのサービス向上に向けた取組の強化に努められたい。

イ 講じた措置の概要

平成18年1月に都立図書館3館の来館者を対象として「利用者満足度調査」を、また、ホームページ利用者を対象として「都立図書館Web調査」を実施し、その結果を都立図書館報に掲載した。

これを踏まえ、都立図書館におけるサービスの向上を図るため、平成18年8月に、「東京都立図書館サービス指標」を策定した。

(5) 区市町村立図書館への協力貸出制度の運用について、見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立図書館は、区市町村立図書館への協力貸出しと都立図書館の館内利用との両立を図る観点から、区市町村立図書館への協力貸出制度の運用について、見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成18年8月に「図書館改革の具体的方策」を策定し、区市町村立図書館との連携・協力を見直し、協力貸出については、「区市町村立図書館への協力貸出しと都立図書館の館内利用との両立を図る観点から、協力貸出しを行った都立図書館の資料の利用については、貸出先の区市町村立図書館内での閲覧にとどめる。」という方針を出している。

今後、区市町村立図書館に対して条件整備を求め、円滑な実施を図る。

(6) 区市町村立図書館との協力・連携の強化に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立図書館は、都民を対象とした講演会等の実施に当たっては、区市町村立図書館との役割分担を図り、相互に連携して、効果的な事業の実施に努められたい。また、都立図書館の高度の専門性を活かした新たな協力・連携策を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成18年8月に「図書館改革の具体的方策」を策定し、区市町村立図書館からの短期研修の受入れ、区市町村立図書館のサービス事例集の作成、子ども読書推進事業の連携、東京に関する情報提供の仕組みづくりなどを積極的に実施し、区市町村立図書館のサービス向上に寄与することとした。今後は、上記方針に基づき、区市町村立図書館への支援を着実に実施していく。

## 〔平成15年度決算審査（公営企業各会計）〕

### 病院経営本部

#### （1）後発医薬品の利用促進を図るべきもの

##### ア 審査結果の内容（要約）

後発医薬品の有効活用は病院経営上経費削減に資するだけでなく、患者の経済的負担を軽減することにもつながっている。

本部は、平成15年度予算において、後発医薬品費率を4.3%（平成13年度2.3%）に引き上げるとしたが、平成15年度の実績は、3.4%にとどまっている。

本部は、後発医薬品使用の最大のメリットは患者の経済的負担の軽減であることを明確にして、各病院に対して、実効性ある方策を取るよう指導されたい。

##### イ 講じた措置の概要

（ア）平成17年度購入金額ベースで4.4%、品目数で6.9%ととなり、後発医薬品使用促進を図っている。

（イ）平成17年12月に設置した「後発医薬品使用促進検討会」については平成18年6月に第3回を開催し、報告書を取りまとめた。

（ウ）平成18年7月の院長・事務局長会で「後発医薬品使用促進検討会」検討結果を報告して、一層の後発医薬品の使用促進を指導し、業績評価項目にも組み入れ、実効性に留意することとした。

## 〔平成15年度財政援助団体等監査〕

### 福 祉 保 健 局

(社会福祉法人武蔵野会ほか10団体)

(1) 公の施設の運営委託にかかる繰越金及び引当金について、都への返還を含めその取扱いについて早急に対応すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

福祉局は、都の公の施設である東京都練馬福祉園など11の社会福祉施設の管理運営について、社会福祉法人武蔵野会ほか10団体に対し委託してきているが、これら公の施設の委託に係る各法人の平成14年度決算報告書を見たところ、平成14年度末現在で、繰越金が合計14億5,237万余円、各種引当金が合計12億7,500万余円、合わせて27億2,737万余円の余剰金が計上されている。

繰越金等が生じたのは、委託料の残額が精算されないで蓄積された結果であり、局の認識も、これら繰越金等の取扱いについては、委託先の社会福祉法人に留保された東京都の資金であり、各法人が自由に処分できるものではないと判断しているため、このような多額の繰越金等を委託先の社会福祉法人が現状のまま留保していることは適切でない。

#### イ 講じた措置の概要

平成17年3月31日付「都立社会福祉施設の繰越金等の取扱方針について」(16福保総計第306号)により、繰越金等の処理を進め、平成18年4月までに、指摘の対象となった全施設の繰越金及び引当金の処理が完了した。



平成18年度  
登録第12号

平成18年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）

平成18年11月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5321)1111(代)  
都庁内線55-531  
03(5320)7017(直通)  
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>  
印刷 東京都大田福祉工場  
電話 03(3762)7611(代)

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。